

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和4年8月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p style="text-align: center;">森林整備業務標準請負契約約款 （森林整備業務請負契約書）</p> <p>1～5 （略）</p> <p><u>6 建設発生土の搬出先等</u> <u>[注] この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先は現場説明書のとおり」と記入し、現場説明書に搬出先の名称及び所在地を定めるとともに、搬出先の所在地を明確にするための位置図を作成する。</u></p> <p>（略）</p> <p>（前払金の使用等） 第37条 （契約額100万円未満の工事の場合削除）受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。<u>ただし、平成28年4月1日から令和5年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和5年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25以下の額をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</u></p> <p>（略）</p> <p>第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p>	<p style="text-align: center;">森林整備業務標準請負契約約款 （森林整備業務請負契約書）</p> <p>1～5 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <p>（前払金の使用等） 第37条 （契約額 100 万円未満の工事の場合削除）受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。<u>（追記）</u></p> <p>（略）</p> <p>第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和4年8月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p>一 ～ 十 （略）</p> <p>十一 受注者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合には<u>その者その他経営者に実質的に関与している者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時森林整備業務の請負契約を締結する事務所の<u>代表者その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。）が、<u>暴力団又は暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>ロ <u>役員等が</u>、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>している</u>と認められるとき。</p> <p>ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ニ <u>役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている</u>と認められるとき。</p> <p>ホ <u>役員等が</u>、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>（略）</p>	<p>一 ～ 十 （略）</p> <p>十一 受注者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合には<u>その者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時森林整備業務の請負契約を締結する事務所の<u>代表者</u>をいう。以下この号において同じ。）が<u>暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p>ロ <u>暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p>ハ <u>役員等が</u>自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>した</u>と認められるとき。</p> <p>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>ホ <u>役員等が</u>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>（略）</p>